

佐賀県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	後
一般国道 二〇四号	唐津市和多田西山四四七八番三地从り 唐津市佐志浜町四三九九番二地先まで	唐津市和多田西山四四七八番三地从り 唐津市佐志浜町四三九九番二地先まで
	唐津市東町二番四地先から 唐津市佐志浜町四三九九番二地先まで 唐津市和多田西山四四七八番三地从り 唐津市神田字堤二六二九番一地从り 唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六地从り 唐津市佐志浜町四三一三番一、二地先まで	唐津市東町二番四地先から 唐津市佐志浜町四三九九番二地先まで 唐津市和多田西山四四七八番三地从り 唐津市神田字堤二六二九番一地从り 唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六地从り 唐津市佐志浜町四三一三番一、二地先まで
	変更前 幅員 メートル	延長 メートル
	前	後
	五〇・六 、 七・〇 、 八一・六 、 二四・八 、 四九・四 、 一三・〇	八、 一三、 二五、 〇
	六、 四八四・五	三、 一四四・八
	一、 九八二・四	